

データベース・インターネット利用者端末の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者の調査研究に資するために設置するインターネット利用者端末（以下「端末」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の内容)

第2条 端末の利用は、次のサービスを行うことができる。

- (1) インターネット閲覧
- (2) データベース検索
- (3) 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス

(利用資格)

第3条 端末を利用することができる者は、西尾市立図書館の管理及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第8条に規定する貸出カードの交付を受けている者とする。

(利用方法)

第4条 端末の利用は、1回30分間とする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、1回30分間延長することができる。

- 2 端末を利用したいときは、別紙「データベース・インターネット利用者端末使用申請書」を提出すること。

(情報の複写)

第5条 端末の利用者は、第2条第2号及び第3号のサービスにおいて、検索データ又は送信されたデータの複写を希望するときは、規則第6条第1項の規定により複写することができる。この場合において、当該利用者は、著作権法で定める範囲内において行わなければならない。

- 2 前項の複写は、図書館職員が管理者用機器において実施しなければならない。

(端末利用者の遵守事項)

第6条 端末の利用者は、端末の利用に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査研究の目的を超えて情報の検索又は閲覧をしないこと。
- (2) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。
- (3) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。
- (4) その他図書館の職員の指示に従うこと。

(端末利用者の責任)

第7条 端末の利用者は、当該端末の利用により得た情報を自らの責任において利用するものとする。

- 2 端末の利用者は、当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、その責任を負うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、館長等が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。